

武蔵村山市市内事業者応援券「つながり応援カード」取扱店舗登録申請書兼誓約書

武蔵村山市市内事業者応援券「つながり応援カード」運営事務局 宛

武蔵村山市市内事業者応援券「つながり応援カード」取扱店舗募集のご案内の内容を理解し、本応援券の取扱店舗として、下記のとおり取扱店舗登録の申込みをいたします。

■事業者情報 ※事務関連のご連絡先です。

フリガナ 事業者名				代表者名	
住所 (所在地)	〒				
電話番号	—	—	FAX番号	—	—
担当者名				Eメールアドレス	

■店舗情報 ※HP等で一般に公開される情報です。事業者情報と同じ場合は「同上」とお書きください。

フリガナ 店舗名					
住所 (所在地)	〒				
電話番号	—	—	FAX番号	—	—
事業者業種 (該当するもの1つに ○をつけてください。)	1.スーパー 2.生鮮食品(肉・魚・青果・豆腐・乳製品・惣菜・弁当等) 3.食料品(米・酒・茶・日用雑貨) 4.パン・和菓子・洋菓子 5.薬・化粧品 6.書籍・事務用品 7.衣料品・靴・雑貨・寝具 8.電気製品・時計・メガネ・写真 9.趣味・花園芸・玩具・ペット関連 10.ガソリンスタンド・車・自転車 11.飲食業(和食・中華・洋食・カフェ) 12.居酒屋・スナック 13.クリーニング 14.理容・美容 15.健康・医療 16.住まい・環境 17.その他				
主な取扱品目 (15文字まで)					
営業時間				定休日	
店舗URL					
店舗紹介文 (100字以内)				店頭掲示用ポスター (A4サイズ)	<input type="checkbox"/> 必要ありません。 ※ポスターが必要ない場合は <input type="checkbox"/> にチェック(✓)してください。

■振込口座登録 ※法人の方は、法人名・事業所名と口座名義が一致する口座を登録してください。 ※個人商店の方は、店舗名(屋号)または代表者名と口座名義が一致する口座を登録してください。

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号(右詰めでお書きください)	口座名義(カタカナ)
1.銀行 5.農協 2.信金 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
銀行コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号(右詰めでお書きください)	口座名義(カタカナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに 記載された記号・番号をお書きください。	1 0 ※ 6桁目がある場合は※欄にご記入ください↑		

◆レンタルモバイルのご返却は、利用期間終了後、送付時の箱に同封の返却用伝票を貼りご返却ください。

<input type="checkbox"/> レンタルモバイルを必ず返却します。	配布物 送付先	<input type="checkbox"/> 事業者情報の住所 <input type="checkbox"/> 店舗情報の住所	氏名
--	------------	---	----

◆今後武蔵村山市の関係課から同種の事業のお知らせをお送りする場合があります。関係課への登録情報の提供について、同意をいただける場合は右記のにチェック(✓)を入れてください。 同意します。

(誓約事項署名欄)

私は、別紙の誓約事項について遵守することを誓約し、上記店舗が以下の内容に該当するため、取扱店舗に申込みます。

・次のにチェック(✓)を入れてください。 武蔵村山市内に本店登記又は機能を有する事業者のうち中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者です。 当店舗は以下内容に該当いたしません。

- ・大規模商業施設内にある店舗等及びチェーン店(市内に本店登記又は機能を有する者を除く。)
- ・コンビニエンスストア
- ・ドラッグストア
- ・本社企業とのフランチャイズ契約により運営されている加盟店
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を行う施設
- ・武蔵村山市市外にある店舗

年 月 日

(事業者名)

(代表者名)

■募集要項

(1) 申込資格	<p>取扱店舗として登録できる者は、武蔵村山市内に本店登記又は機能を有する事業者のうち中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者とし、複数の店舗等を持つ者は、店舗等ごとに登録するものとします。</p> <p>ただし、次に掲げる店舗等は登録できません。</p> <p>① 大規模商業施設内にある店舗等及びチェーン店(市内に本店登記又は機能を有する者を除く。)</p> <p>② コンビニエンスストア</p> <p>③ ドラッグストア</p> <p>④ 本社企業とのフランチャイズ契約により運営されている加盟店</p> <p>⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を行う施設</p> <p>⑥ 武蔵村山市市外にある店舗</p> <p>※大規模商業施設:建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える大規模小売店舗</p> <p>※チェーン店:業態・事業内容等にかかわらず、事業者が単一資本で合計11以上の事業所・店舗等を経営している場合の各店舗等</p>
(2) 登録料	無料
(3) 対象品目	電子応援券は、原則としてすべての商品・サービス等の支払いに使用可能としていただきます。(下記「対象外品目」を除く。)
(4) 対象外品目	<p>次の①から④に該当するものは、電子応援券の使用対象外とします。</p> <p>① 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いものの購入</p> <p>② 公的な保険適用がある医療等の自己負担分の支払い</p> <p>③ 国税、地方税や使用料などの公租公課の支払い</p> <p>④ その他、武蔵村山市が使用について相応しくないと判断した商品・サービスの購入・支払い</p>
(5) 厳守事項	<p>① 電子応援券の偽造等、不正の疑いがある場合は、電子応援券での取引を拒否するとともに、速やかに市へ報告すること</p> <p>② ①で掲げる場合を除き、電子応援券での取引を拒んではならないこと</p> <p>③ 電子応援券を対価の弁済手段として「対象外品目」に規定する取引を行ってはならないこと</p> <p>④ 誠実に電子応援券での取引を行うとともに、関係法令を遵守すること</p> <p>⑤ 市との連携体制を構築し、必要に応じて市からの指示に従うこと</p> <p>⑥ 武蔵村山市暴力団排除条例(平成24年武蔵村山市条例第34号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと</p>
(6) 換金方法	<p>締め日ごと自動集計され、あらかじめ決められた決済日に売上金を登録口座へ振り込みます。締め日は、週2回を予定しております。</p> <p>締め日より実働5日後に売上金の振込手続きを行います。振込手続きを行う日が土日祝祭日、年末年始(12月30日から1月3日)の場合は、翌営業日に振込手続きを行います。</p> <p>換金手数料は無料となります。</p>

■取扱店舗の取り消し等について

上記募集要項(1)申込資格の申込み内容の虚偽や、(5)厳守事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗登録を取り消す場合があります。

また、当該違反により損害金が発生した際は、請求する場合があります。

下記誓約事項をご一読の上、
「取扱店舗登録申請書兼誓約書」下部の署名欄に必要事項をご記入ください。

- 〈誓約事項〉
- 商品の販売またはサービスの提供なく電子応援券の換金を行いません。
 - 電子応援券の使用できない商品に対して、電子応援券での支払いを受け付けません。
 - 電子応援券の偽造・悪用・濫用は致しません。
 - 電子応援券の有効期間中は、真にやむを得ない事情がない限り、途中辞退は致しません。
 - 電子応援券の使用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、取扱店舗側の責に帰すると認められた場合、自ら解決に努めます。
 - 募集要項等の内容に記載されている内容に同意し、遵守します。
 - 電子応援券の取り扱いに関して武蔵村山市から改善要請等があった場合には、それに従います。
 - 電子応援券の取扱店舗として、店舗名・所在地・電話番号・業種・取扱品目等の公表について同意します。
 - 取扱店舗のステッカーを店舗入口等利用者の目に留まる箇所に明示するよう努めます。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大予防(3密を避ける、マスクの着用など)に努めます。
 - 上記募集要項(5)厳守事項に基づき、武蔵村山市が必要と判断した場合、関係機関に情報提供することに同意します。